

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当該休日は、  
翌日がとどまる日)

(趣旨)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の定めるところに基づき、市町村に對して交付すべき昭和五十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關し必要な事項を定めるものとする。

(端数計算)

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、特別の定めがある場合を除くほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[ \left( (63,403 \times \alpha) \times A - B - C + D + E \right) \times 0.781 \right] \times 1.000531439$$

(63,403円×α) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- A 昭和57年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第1にて定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に別表第2のAの欄に定める率を乗じて得た数（整数未満の

鳥取県知事 西 尾 岳 次

昭和五十八年十一月一日

鳥取県規則第七十一号

端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和57年度市町村課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「

税額控除額」のうち「計」欄に係る額に0.999を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

C 昭和57年度市町村課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「賦課制限により減額される額」欄に係る額に1.054を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 昭和57年度市町村課税状況等の調第16表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和56年度」のうち「計」欄に係る額に1.246を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

E 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る昭和58年度の当初調定に係る税額として知事が調査した当該市町村の額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第2のBの欄に定める単位額補正率

(市町村だまし) 汎課税の基準税額の算定方法

ノルマ 市町村だまし) 汎課税の市町村だましの基準税額は、知事が次の算式により算定

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.997142968$$

算式の符号

A 昭和57年3月1日から昭和58年2月28日までの電気料金(地方税法(昭和25年法律第226号)第488条に規定する料金相当額を含む。)に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和57年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

ノルマ 市町村だまし) 汎課税の市町村だましの基準税額は、知事が次の算式により算定

$\{ (A \times B) \} \times 0.13575 \times 0.999848301$

(A × B) に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、

500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。

算式の符号

A 当該市町村の区域内における昭和57年3月1日から昭和58年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数(500本未満の端数は切り捨て、500本以上1,000本未満の端数は1,000本とする。以下同じ。)

B 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$(\sqrt{\frac{a}{f}} \div 1.0057) \times 1.0049$$

a 前記Aに同じ。

E 当該市町村の区域内における昭和55年3月1日から昭和56年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数

(課税の基準税額の算定方法)

ノルマ 課税の市町村だましの基準税額は、知事が次の算式により算定

A 昭和57年3月1日から昭和58年2月28日までの電気料金(地方税法(昭和25年法律第226号)第488条に規定する料金相当額を含む。)に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和57年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によって算定した電気税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$(\sqrt{\frac{a}{f}} \div 1.0693) \times 1.0548$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和55年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.998715028$$

算式の符号

A 昭和57年3月1日から昭和58年2月28日までのガス料金（地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。）に係るガス税として、ガス

事業者が昭和57年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$(\sqrt{\frac{a}{f}} \div 0.9506) \times 1.0501$$

c 前記Aに同じ。

d 昭和55年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和五十四年、昭和五十五年及び昭和五十六年における用途別の素材生産量の総数を二で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従じ当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量に「立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。」

区	分	素材生産量補正率
坑木用材及びペルプ用材として使用されるもの		1・001100回
その他		○・六〇〇六六回

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.997403347$$

算式の符号

A 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第55条の7の規定により、昭和57年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

額

額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$(\sqrt{\frac{a}{\theta}} \div 1.003) \times 0.971$$

a 前記Aに同じ。

地方税法施行令第55条の7の規定により、昭和55年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

別表第二（第三条関係）